

令和7年3月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第9422号 契約金返還請求事件

口頭弁論終結日 令和7年3月14日

判 決

5 原 告 株式会社クリーンコーポレーション
同訴訟代理人弁護士 馬 場 聡
被 告 イーメックス株式会社
同特別代理人 池 田 賢 太 郎
主 文

- 10 1 被告は、原告に対し、2億1000万円及びこれに対する令和3年9月25日
日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
2 訴訟費用は被告の負担とする。
3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

20 本件は、訴外株式会社アマークホールディングス（以下「アマークホールデ
ィングス」という。）と被告との間の平成25年10月19日付け共同開発・業
務提携契約につき、アマークホールディングスから契約上の地位の移転を受け
た原告が、被告に対し、当該契約の解除を理由とする原状回復請求権に基づき、
当該契約に基づいて被告に支払われた契約金2億1000万円及びこれに対す
る令和3年9月25日（契約金受領後の日）から支払済みまで民法所定年3パ
25 ーセントの割合による利息の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実）

(1) アマークホールディングスと被告は、平成25年10月19日、以下の約定で、共同開発・業務提携契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

アマークホールディングスは、被告に対し、契約金として2億円（消費税別）を支払う（9条1文）。

5 被告及びアマークホールディングスは、相手方に破産、民事再生、整理又は会社更生の申立てがあった場合、相手方が自ら振り出した手形が不渡りとなった場合、銀行取引停止処分を受けた場合、その他客観的に支払不能の状態となった場合には、何ら催告を要することなく本件契約を解除することができる（17条2項）。

10 (2) アマークホールディングスは、平成25年12月26日、被告に対し、本件契約に基づき、契約金の内金2億円を支払った。

(3) 原告、被告及びアマークホールディングスは、平成26年2月17日、以下の約定で、本件契約のアマークホールディングスの契約上の地位を原告に移転することを合意した。

15 原告は、被告に対し、本件契約所定の契約金の残額である1000万円を支払う。

(4) 原告は、平成26年2月27日、被告に対し、前記(3)の合意に基づき、本件契約所定の契約金の内金1000万円を支払った。

20 (5) 原告は、令和7年2月7日、被告に対し、被告が「客観的に支払不能の状態」（本件契約17条2項）にあることを理由として、本件契約を解除する旨の意思表示をした。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件契約17条2項に基づく解除の成否であり、この点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

25 (原告の主張)

被告は、遅くとも令和7年2月7日の時点で、客観的に支払不能の状態にあ

った。

(被告の主張)

積極的に争わない。

第3 当裁判所の判断

5 証拠（甲27、28、30）によれば、被告は、遅くとも令和7年2月7日の時点で、客観的に支払不能の状態にあったと認めることができる。

以上によれば、本件契約は、令和7年2月7日解除により終了したと認められるから、被告は、原告に対し、受領した契約金2億1000万円及びこれに対する契約金受領後から支払済みまで民法所定年3パーセントの割合による利息の支払義務を負う。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第29部

15

裁判長裁判官

澁 谷 勝 美

20

裁判官

間 明 宏 充

25

裁判官

木 村 洋 一